令和５年度　三条市立飯田小学校いじめ防止基本方針

１　いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは，全ての児童に起こり得る人権に関わる問題である。いじめ防止の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送ると共に学習活動に取り組めるようにすることはもとより，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また，全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめがいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにする。

加えて，いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し，学校は国や県，三条市教育委員会，地域住民，家庭その他の関係者との連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行う。

２　定義

（１）いじめの定義

「いじめ」とは，いじめ防止対策推進法第２条で「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係*1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されている。

これらの定義を踏まえた上で，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては，表面的・形式的ではなく，いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また，いじめには多くの態様*3があることから，いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

＊１　「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

＊２　「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

＊３　「多くの態様」の例

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
・仲間はずし，集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

（２）いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは，新潟県いじめ等の対策に関する条例第２条２項で，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」*4とされている。当校では，いじめ類似行為についてもいじめと同様に扱うこととする。

＊４　具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが，被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

３　いじめ防止のための手立て

（１）いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般を通して，児童にいじめの防止のための基本的な資質を育成し自己有用感を育むよう活動を組み立てる。また，個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点，絆を深める視点，人間関係の円滑化を図る視点を設け，個々の活動を計画する。

○いじめを傍観しない基盤づくり・いじめを生まないための互いの個性の理解

・人権教育を通して，他者を理解し，自分と同じように大切にできる心情を育成する。

○いじめを生まない望ましい人間関係の構築・いじめを絶対にしないための気持ちの醸成

・縦割り班活動を通して，互いを理解し，支え合い，感謝の気持ちをもてる人間関係を育成する。

月	児　童　の　活　動
４月	１年生を迎える会，ひめさゆり班顔合わせ会
５月	児童会における「ハートフルな言葉運動」
６月	いじめ見逃しゼロ強調月間　Q-U　「心のアンケート」お話タイム（教育相談）　学園あいさつ運動
７月	ハートフル活動（地域清掃）
８月	中学校での部活動体験会
９月	登校班ごとに行う「地域あいさつ強調月間」
10 月	いじめ見逃しゼロ強調月間　学習発表会
11 月	深めよう絆スクール集会　　Q-U
12 月	「心のアンケート」　お話タイム（教育相談）　いのちの授業
１月	全校一斉道徳授業
２月	「心のアンケート」お話タイム（教育相談）６年生ありがとう旬間　６年生ありがとうの会

（２）学校，地域や家庭との連携について

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ，学校は全ての児童がいじめを行わないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また，未然防止の基本は，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。社会全体で児童を見守り，健やかな成長を促すため，地域や家庭との連携を深めていくことも大切である。学校運営協議会やＰＴＡ，自治会など関係団体等と学校が，いじめの問題について協議する場を設けるなど，いじめ問題について地域，家庭と連携した対策を推進する。

家庭においては，法第９条及び県条例第８条に規定する保護者の責務等を踏まえ，家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また，学校は，いじめを受けた児童の保護者にいじめの態様等を説明し，見守りや支援を依頼するなどして連携を図る。いじめを行った児童についても，いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

さらに，教職員の言動が児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。

・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動，異学年交流活動，地域連携活動
（いじめ見逃しゼロ運動）（深めよう絆スクール集会）（地域あいさつ運動）
・自治能力の育成…児童会活動，町内活動での自主的計画運営活動（ハートフル活動）
・学級づくり…構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動，行事を通してのグループ活動の充実，Q-Uの分析を生かした学級経営の見直し
・授業づくり…関わり合いのある授業，授業のユニバーサルデザイン化，授業規律の明確化
・道徳教育…直接・間接の体験的活動による豊かな感性の醸成，自己有用感と命を大切にする心の育成

４　いじめの早期発見のための手立て

いじめは，大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から的確に関わりをもち，軽視することなく，いじめを積極的に認知することが必要である。このため，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に，定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組むことが重要である。いじめ類似行為についても同様である。

・いじめ実態調査…学期ごとに行う「心のアンケート」　※その他，担任が必要に応じて実施
・教　育　相　談…アンケートをもとに行う「お話タイム」，臨時個別面談
・Ｑ　　－　　Ｕ…学級満足度，学校生活意欲度，ソーシャルスキルの診断
・カウンセリング…スクールカウンセラー，ＳＳＷなどの活用
・児童会の活動…児童会の自主的活動におけるいじめを見逃さない意識を育てる呼び掛け

５　いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童のケアを最優先に掲げ，当該児童を守り通すとともに，加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

＜措置例＞

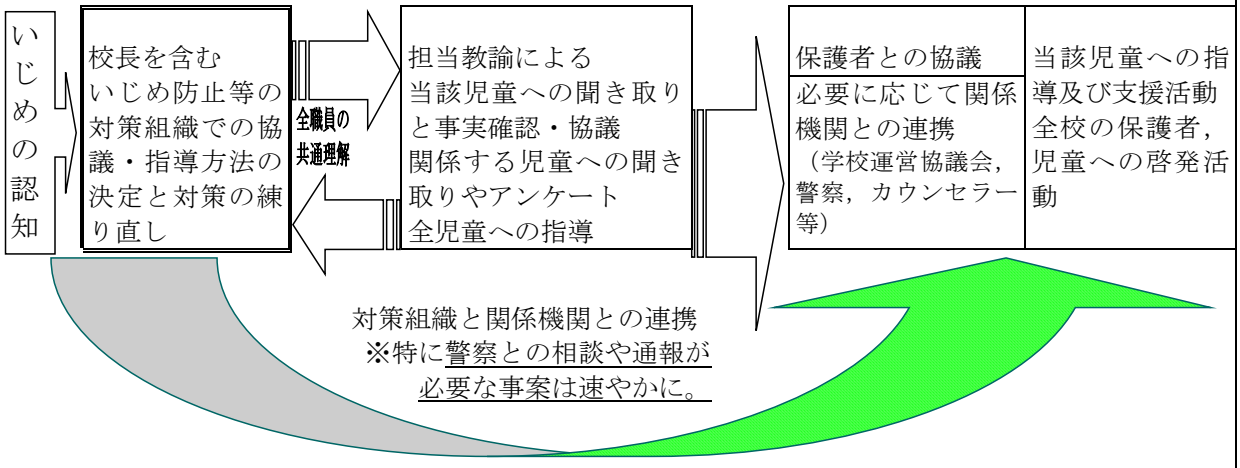

※対策組織の方針を児童への直接的な指導支援に生かし，状況に応じて常に対策組織に現状の情報が速やかに伝達されるよう留意。

６　いじめ防止等のための組織の設置について

（１）設置の目的

法の第 22 条を受け，本校にはいじめの防止等に関する措置を実務的に行うために「いじめ不登校対策委員会」）を設置する。

（２）名　称

この組織は「いじめ不登校対策委員会」とする。

（３）構成員

校長，教頭，学級担任，生活指導主任，養護教諭，（特別支援学級担任）
警察のスクールサポーター，カウンセラー，ＳＳＷを構成員とする。
※事案によっては学校運営協議会，学識経験者やＰＴＡ役員，自治会役員等を特別構成員とする。教頭が依頼する。
※スクールサポーターとカウンセラー，ＳＳＷは市教委が直接依頼する。

（４）組織の具体的な役割

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
・いじめの相談・通報の窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

７　重大事態にかかる対応について

（１）重大事態の意味

①　「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
②　「いじめにより」当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」＊5学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「いじめにより」とは，前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また，「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

・　児童が自殺を企図した場合	・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合	・　精神性の疾患を発症した場合

＊５「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間 30 日を目安とする。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。また，児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

（２）重大事態としての認知と調査

①　重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを三条市教育委員会に報告する。その中にあって，重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

②　重大事態の調査及び対応

重大事態については三条市教育委員会がその事態に対処するとともに，当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，調査組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

三条市教育委員会はその調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びそ

の保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

８　いじめ認知と対応における留意事項

（１） 聴き取り調査

いじめの加害，被害的立場を問わず，児童への聴き取り等を行う際は，行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに，被害的立場にある児童への傾聴を徹底し，寄り添いながら調査を行うこととする。さらに，それぞれの立場にある児童及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応に当たる。

（２） 指導のあり方

いじめ行為の全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手方の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や，教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については，学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等，柔軟な対応による対処も可能である。ただし，これらの場合であっても，法が定義するいじめに該当するため，情報を得た教職員は，「いじめ不登校対策委員会」へ報告し，情報を共有する。また，被害的立場にあるものが加害側への指導を望まない場合などは，児童及びその保護者との面談を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き，周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して指導に当たる。

（３） 犯罪行為としてのいじめ

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談するものとし，児童の生命，身体または財産に重大な影響が生じるおそれのあるときは，直ちに警察に通報し，適切に援助を求めるものとする。

（４） 配慮が必要な児童について

発達障がいを含む，障がいのある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童，性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童，東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童，新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者，医療従事者を家族にもつ児童等，特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

９　その他の学校の取組

（１）いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

（２）いじめ防止等のため，学校運営協議会，ＰＴＡ，後援会，自治会，育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。

（３）常に警察等の関係機関と連携し，いじめ防止等に係る取組を強化する。

（４）いじめ防止等に係る上記の取組について「いじめ不登校対策委員会」において，ＰＤＣＡサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。